



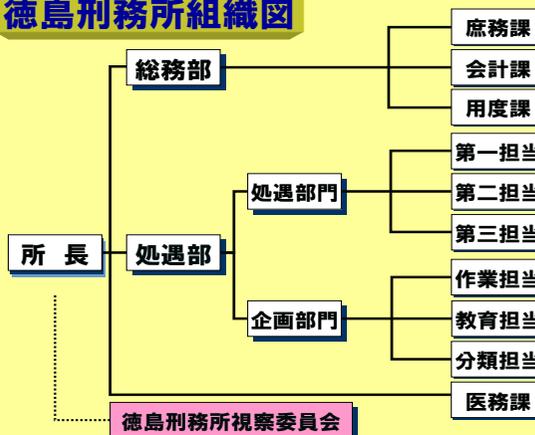
## 施設の沿革

- 明治 3年 7月 名東郡塀裏町（現在徳島市）陰徳蔵（旧藩米倉）を改修し徒刑小屋を設け、11月27日同町において旧藩牢獄を改修して徒場2棟を新設した。
- 明治 4年 3月 塀裏町富田川筋洲渚を埋立てて囚獄を新設した。
- 明治 6年 2月 名東郡徳島町旧藩の米倉を改修して塀裏町に徒場を移転し、これを監獄本署と改称した。
- 明治 7年 7月 徒刑場を懲役場と改称した。
- 明治 10年 2月 美馬郡脇町貞心寺内に未決監を仮設した（大正11年頃廃止）。
- 明治 22年 5月 出来島町1番地ひょうたん掘2番地に移転した。大正11年10月官制改正で徳島刑務所と改称された。
- 昭和 20年 7月 4日午前1時半ごろ、空襲で建物書類等がすべて灰燼に帰した。応急処置として被収容者672名を川内南国民学校に臨時に収容し、その一部を大阪刑務所へ移送した。
- 昭和 26年 10月 戦災復旧工事中の庁内建物の落成式を挙行了。昭和38年11月徳島市入田町大久へ移転することに決定した。
- 昭和 46年 10月 新施設（現在地）へ移転した。
- 昭和 47年 7月 受刑者分類規定によりB指標及びLB指標受刑者の収容施設となった。
- 平成 15年 6月 80名の共同室棟を新設した。
- 平成 17年 4月 180名の単独室棟、工場棟（4か工場）、炊場・体育館棟を新設した。
- 平成 18年 4月 仮釈放寮「龍王寮」（定員10名）を新設した。
- 平成 28年 12月 65歳以上の高齢受刑者等を対象とした機能促進センターの運用を開始した。

## 施設の規模

敷地総面積	建物面積	収容定員1,093名	
92,838㎡ (東京ドーム2個分)	38,864㎡	既決 976名	未決 117名

## 徳島刑務所組織図



## 徳島刑務所の収容状況

LB指標の受刑者(執行刑期10年以上で犯罪傾向の進んでいる者)とB指標の受刑者(犯罪傾向の進んでいる者)を主に収容する施設

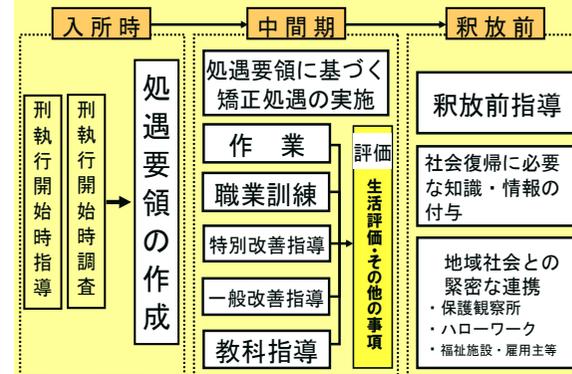
LB指標の受刑者を収容する施設は全国で7施設  
(旭川、宮城、横浜、岐阜、神戸、徳島、熊本)

## 受刑者の一日

受刑者の処遇は、下記の「動作時間表」によって、規律正しく行われます。

平日	6:50	7:25	12:00	16:30	18:00			
	起床・洗面	朝食	矯正処遇の実施 (作業・教育・職業訓練)	昼食	矯正処遇の実施 (作業・教育・職業訓練)	夕食	余暇時間	就寝
休業日	7:40	8:30	13:00	16:20				
	起床・洗面	朝食	余暇 自主学習等	昼食	午睡	余暇 自主学習等	夕食	余暇時間 就寝

## 入所から出所まで



## 刑務作業



受刑者の勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を修得させることを目的として実施しています。